

建設業

しんぶん

Apr.2021

4

No. 527

特集

コロナ禍においても信頼される
持続的な金融支援事業



ミドル世代の建設業 [ニューステージ]

NEWSTAGE

踏み出そう
新しいステージへ
新たなキャリアを

職業訓練から就職支援までを
パッケージで行います!

支援内容

建設業で働くための技能習得・資格取得
キャリアコンサルティング
現場見学・会社説明会・面談会

35~54歳
就職氷河期世代
の方を対象

建設業
未経験OK!

無料

技能習得+資格取得

交通費・食費・テキスト代・保険料は自己負担となります。
遠方で通学が難しいと判断した場合に限り宿泊施設を用意します。

建設業の職業訓練
参加者を募集中!!

詳しくはホームページで公開中!



<https://kensetsu-welcome.com/newstage/>

編集発行

一般財団法人 建設業振興基金 〒105-0001
東京都港区虎ノ門4-2-12虎ノ門4丁目MTビル2号館
TEL : 03-5473-4584 FAX : 03-5473-1594
URL : <https://www.kensetsu-kikin.or.jp/>

CONTENTS

特集

コロナ禍においても信頼される 持続的な金融支援事業

02

(一財)建設業振興基金 金融・経理支援センター金融支援課

- 1.はじめに
- 2.元請事業者向けの金融支援策
(下請セーフティネット債務保証/地域建設業経営強化融資制度)
- 3.下請事業者等向けの金融支援策
(下請債権保全支援事業)
- 4.おわりに

FOCUS

工業高校紹介
岡山県立岡山工業高等学校

■ インタビュー：狩屋 雅之 先生

08

PRESCRIPTION

日本経済の動向 10

■ 脱炭素競争の号砲

建設経済の動向 11

■ 役所任せのインフラ管理から脱却する時代に

連載 魅力ある建設業界へ
若年者の採用と定着率向上に向けて 12

■ 【第1回】
労働時間管理

連載 かわいい土木【第38回】 14

■ 旧博物館動物園駅
/東京都千代田区

建設業分野における収益認識の
改正会計基準の適用について 16

いつでもチェック!!

建設業
しんこうWeb

建設産業の今を伝え
未来を考える

「建設業しんこう」は
Webでも
ご覧いただけます。



しんこうWeb

検索

<https://www.shinko-web.jp/>



メルマガ登録は
コチラから!



「建設業しんこう」に関するご意見・ご要望
TEL : 03-5473-4584 (企画広報部)
MAIL : kikaku@kensetsu-kikin.or.jp

印刷：日経印刷株式会社
©本誌記事の無断転載を固く禁じます。



コロナ禍においても信頼される 持続的な金融支援事業

(一財)建設業振興基金 金融・経理支援センター 金融支援課

CHAPTER

1

はじめに

一般財団法人建設業振興基金(以下「本財団」という。)の原点は、金融支援である。本財団は昭和50年7月、当時のオイルショックによる物価高騰から強力な金融引き締め政策がとられる中、建設業団体や事業協同組合が特に経営規模が小さく、体力や経営資源が乏しい中小・中堅建設企業の支援のために行う借入に対する債務保証を通じ、建設業の近代化・合理化を推進するために設立された。以後約半世紀にわたり、建設業における金融の円滑化、建設業の振興支援、施工技術の向上等に関する事業を行い、建設業の振興を目的とする唯一の法人として産業と行政をつなぐ架け橋となることを目指し、建設業のニーズを反映し的確に効果の上がる行政施策の推進に貢献してきた。以下、本財団で実施している金融事業の概要をご説明したい。

CHAPTER

2

元請事業者向けの金融支援策

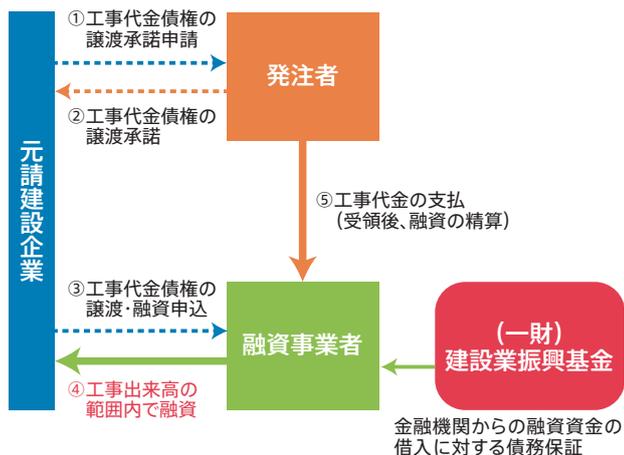
(下請セーフティネット債務保証／地域建設業経営強化融資制度)

1 事業の概要

中小建設業の資金繰り支援策として平成10年度に旧建設省が創設した「下請セーフティネット債務保証」(以下「SN1」)、また、SN1を拡充する形で平成20年度から開始された「地域建設業経営強化融資制度」(以下「SN2」)は、国や地方公共団体等が発注する建設工事や公共性のある民間工事を受注した元請建設企業が、請負代金債権を事業協同組合等の融資事業者に譲渡することにより、その工事の出来高に相当する額の資金を低利で調達できる制度である。現在、42の融資事業者が取扱いを行っており、全ての都道府県において制度の利用が可能である(事業者の名称や連絡先は、ホームページでご確認いただきたい)。

経営規模が比較的小さい中小建設企業は、日々円滑な資金繰りを行い、運転資金をショートさせないようにするために、経営者及び資金管理担当者が日常業務を通じ、細心の注意を払っている。工事代金の入金と出金のタイミングの相違をはじめ、受注案件及び請負金額の増減、工事内容及び工期の変更による影響、金融機関による貸出態度の変化等に常に留意し、経営の安定化に努めている。多くの企業における資金調達方法は金融機関からの直接借入が主ではあるが、SN1及びSN2の両制度を活用した資金調達は、平成10年度の制度創設から現在までに約1兆円の利用がなされており、中小規模の元請建設企業にとって極めて重要な資金調達ツールの一つとなっている。なお、建設工事における債権の譲渡については、建設工事標準請負契約約款第5条により制限されている(受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない)。一部の県が発注する工事については代金立替制度の利用も可能であるものの、SN1及びSN2は工事契約の債権譲渡を活用した言わば唯一の資金調達手段となっている。

事業のスキーム



- ① 工事を施工中の元請建設企業が、発注者から将来受け取る工事代金の債権(未完成を含む)を融資事業者(事業協同組合や一定の民間事業者等)に譲渡するため、発注者に対して債権譲渡の申請を行う。
- ② 元請が当該債権を融資事業者に譲渡することを、発注者が承諾する。
- ③ 元請が当該債権を融資事業者に譲渡し、融資を申し込む。
- ④ 融資事業者は、当該譲渡債権を担保とし、出来高の範囲内で元請に融資する。(一財)建設業振興基金は、融資事業者の借入に対して債務保証を行う。
- ⑤ 発注者は、債権譲受人である融資事業者に工事代金を支払う。融資事業者は、融資の精算を行う。

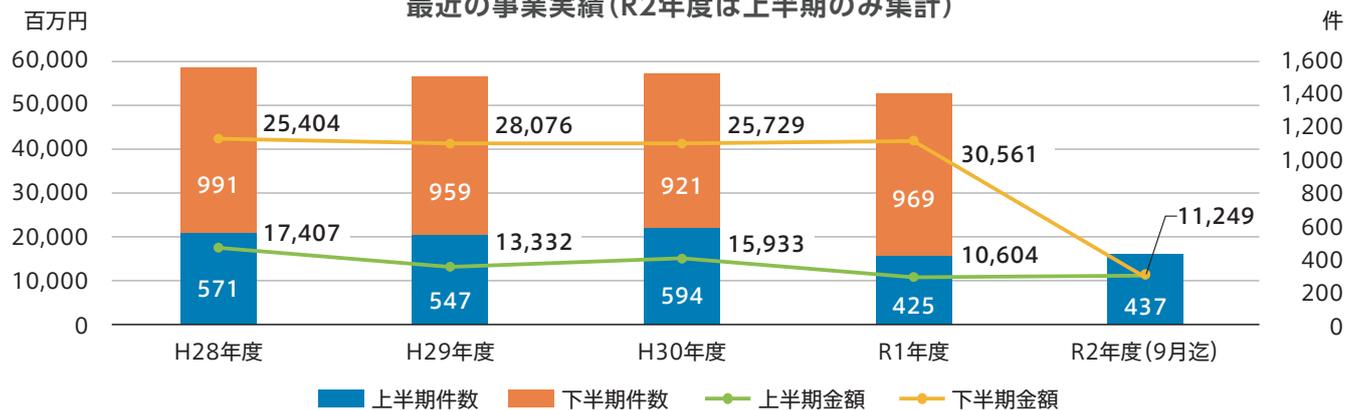
2 最近の実績等

東日本大震災以降のいわゆるアベノミクス、日銀による金融緩和政策をはじめとした金融機関の融資姿勢の変化や貸出金利の低下傾向から、SN1及びSN2の利用件数及び金額は平成26年度をピークに減少傾向にあった。

しかしながら令和2年度上半期は一転し、新型コロナウイルス流行の影響(工期の遅れ、不安心理など)もあり、前年同期に比べて資金需要が増加し、件数・金額ともに前年度実績を上回っている。

参考までに下表に日本銀行が公表している貸出約定平均金利を示す。折からの銀行間競争もあり貸出金利は低下傾向にあったものの、中堅中小建設業者がメインバンクとする地方銀行等は、昨今では収益改善のため貸出利率を引き上げる方向にある。なお、令和2年4月の貸出約定平均金利は昨年同月を大きく下回ったが、これはコロナ対策の無利息貸付も含んでいるためであり、地方銀行等の貸出金利引き上げの方針に変更はないと見ている。なお、SN1及びSN2に適用される借入金利は、本財団が債務保証を行うことを前提として融資事業者ごとに極度額及び金利が設定されているため、利用企業の経営状況等により変動することなく、常に一定である。

最近の事業実績 (R2年度は上半期のみ集計)



(参考) 貸出約定平均金利

	平成28年4月	平成29年4月	平成30年4月	平成31年4月	令和2年4月
国内銀行(新規/短期)	0.68%	0.59%	0.57%	0.61%	0.44%
都市銀行(新規/短期)	0.33%	0.38%	0.37%	0.51%	0.29%
地方銀行(新規/短期)	1.29%	1.13%	1.10%	0.75%	0.66%
地方銀行II(新規/短期)	1.57%	1.45%	1.28%	1.19%	1.12%
信用金庫(新規/短期)	2.09%	1.99%	1.92%	1.88%	1.86%

※日銀発表 月次、新規・短期・国内銀行

■ 3 ■ 事業の特徴とメリット

① 工事の出来高に応じて融資が受けられる

工事の出来高の範囲内で資金調達が可能なおから、受注前における資金繰り計画の立案が容易なことや、予想外の工期延長等により工事代金支払いまでの資金繰りが必要になった場合の資金融通が可能である。なお、返済は工事請負代金債権の譲渡先である融資事業者が発注者から支払われる当該工事代金によって自動的に精算されるため、借入を行った元請建設企業に追加の手間は発生しない。

利用開始のタイミング、利用回数 等

- SN1においては、対象となる工事の出来高が前払金を超えた時点から、また、SN2においては対象となる工事の出来高が前払金を超え、かつ全体の50%を超えた時点から利用が可能。
- 工期にわたり複数回の利用が可能。
- SN2にあっては、前払金の支払を受けている場合、出来高を超える未完成部分の施工に要する資金について保証事業会社の金融保証により融資を受けやすくなる。
- 工事の途中段階で、出来高の一部を現金化できるため、資金繰りの改善、経営力・施工力の強化を図ることができる。
- 公共工事のみならず、学校、病院、福祉施設など、公共性のある民間工事を受注した場合にも利用が可能。

② 手続きは、簡易・迅速

本財団の債務保証を活用し、融資事業者が金融機関から借り入れる転貸融資であるため、元請建設企業が保有する金融機関の融資枠を利用しない。これにより、保証人・担保が不要なうえ、低金利かつ迅速に融資を受けることが可能。

③ 経審Y評点の改善に寄与

SN1及びSN2を活用した融資における借入金(短期借入金)は、経営事項審査Y評点(経営状況分析)における企業の負債抵抗力をみる指標「負債回転期間」の負債合計額より控除することができる。負債回転期間は、基準決算における「流動負債及び固定負債の合計の額」を、審査対象年度における「完成工事高及びその他の売上高の合計額を $\frac{1}{2}$ した額」で除して得た数値であり、低いほど良好な状態にあるもの。

具体的な手続きは次の通りである。経営状況分析の申請者である元請建設企業がSN1・SN2による借入金を負債合計額から控除する場合においては、経営状況分析申請書(建設業法施行規則別記様式第25の8)の余白に「下請セーフティネット債務保証付き借入金の額 ○○○円」または、「地域建設業経営強化融資制度による借入金の額 ○○○円」と記載するとともに、融資事業者より取り寄せた残高証明書を添付して申請を行う。

■ 4 ■ ご利用に当たって

公共工事については建設工事の請負代金のうち、前払金や中間前払金を除いた残額は工事完了後に発注者から支払われる。民間工事においても、一般的な工事請負代金の受取時期は大きく着工時と竣工時に分割される。契約によっては中間時金もあるが、いずれにしても元請建設企業の立替払いが発生するため、元請建設企業にとっては工期中から工事施工後の請負代金入金に至るまでの手持ち資金の状況を常に把握するとともに、これを十分に確保することが重要な課題となっている。特に、発注者の事情による工期の突然の延長など、イレギュラーな事態が発生した際に低金利で資金を調達できるこの仕組みは、元請建設企業にとって非常に有効な手段と言える。

工事請負代金債権を担保にした資金供給の円滑化は、元請建設企業の工事途中段階における資金繰りの改善をはじめ、経営基盤の強化、下請建設企業等への適切な支払いの促進等、元請・下請関係の安定化・適正化に資するものである。「日常の資金繰り対策の一環として手持ち資金を厚くしたい」、「借入時の担保になる不動産がない」、「金融機関の借入枠に余裕がない、あるいは使いたくない」、「経営事項審査の評点をアップしたい」、これらのことでお悩みであれば、SN1及びSN2のご利用につき、ぜひご検討いただきたい。

下請事業者向けの金融支援策

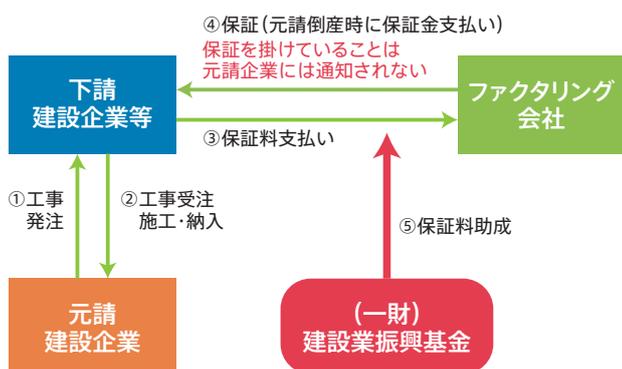
(下請債権保全支援事業)

1 事業の概要

米投資銀行のリーマンブラザーズが平成20年9月に経営破綻し、これに端を発した金融資本市場の混乱は世界経済に大打撃を与えた。一定の自己資本比率を達成できない金融機関は市場からの撤退を余儀なくされるため金融引き締めが行われたが、それ以上に輸出の急速な落ち込みによる製造業の業績が急激に悪化したことで、同年及び翌年にかけてほぼ全ての産業において企業倒産が激増したことは記憶に新しい。建設工事は、工事を発注者から直接受注する元請企業を管理者とし、そのもとで複数の専門工事企業や資材企業が多数介在することから、工事代金等の支払がストップするとすぐさま中小規模の専門工事企業の資金繰りに負の影響が及ぶこととなる。折からの建設投資の急激な減少も相俟って、これらによる連鎖倒産の被害は甚大であるとして、国土交通省は平成22年3月、前年から行ってきた下請資金繰り支援事業に引き続き、下請債権保全支援事業を創設した。

この事業は、中小・中堅下請建設企業等の経営・雇用安定、連鎖倒産の防止を図るため、ファクタリング会社が当該下請建設企業等が保有する工事請負代金等の債権の支払を保証等する仕組みである。事業創設後約10年が経過する中、現在までに約6,000億円規模の債権保証及び買取が行われている。

事業のスキーム

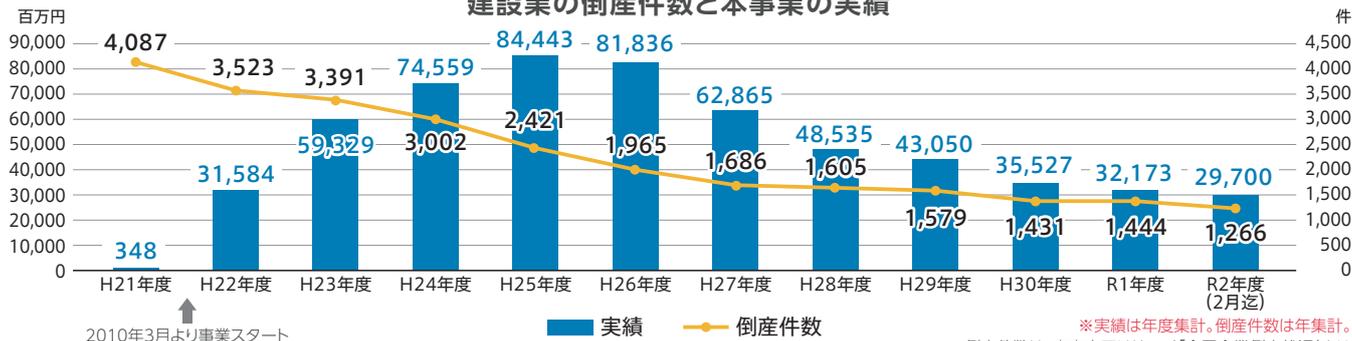


- ① 元請建設企業が、下請建設企業又は資材企業(以下「下請建設企業等」)に対し工事(又は資材)を発注。
- ② 下請建設企業等は、元請建設企業との契約を交わしたのち、工事を施工(または資材を納入)。
- ③ 下請建設企業等は、ファクタリング会社に対して保証を申し込み、保証料を支払い。
- ④ ファクタリング会社は、下請建設企業等との間で取り交わした保証を実施。仮に元請が倒産した時には、保証金を支払う。
- ⑤ 下請建設企業等が支払う保証料の割引として、(一財)建設業振興基金が助成を実施。

2 最近の実績等

従来から、経営基盤が脆弱と言われる建設業の倒産は他産業に比べ高い水準にあったものの、東日本大震災以降における国土の防災・減災予算や国土強靱化対策による建設投資の増加等もあって、近年は建設業の倒産は減少傾向にあった。これに伴い、本事業の利用についても平成25年度をピークとして徐々に落ち着いてきている。しかし、令和2年度上半期は、新型コロナウイルス流行の懸念(建設工事の中断や支払い遅延等による代金回収に係る不安心理など)もあり、前年同期に比べて取扱件数、金額ともに増加した。保証ファクタリング事業者及び利用企業に対する聞き取り調査においても、社会経済情勢が不安定な中においては、本事業のような公的サービスの活用が確実な工事代金回収のための安心材料となっていることを確認している。

建設業の倒産件数と本事業の実績



■ 3 ■ 事業の特徴とメリット

① 保証料の割引助成により、低額で利用できる

本事業の利用に当たっては、下請工事又は資材代金の回収までの間、案件に応じ保証料が必要となる。しかし支払う保証料を本財団が助成することにより、資金力の乏しい中小・中堅企業においても軽い負担で利用することができ、工事代金回収への不安を解消することができる。なお、助成金に関連した諸手続きはファクタリング会社が代行して行うため、利用企業は割引後の利用料を負担するだけで済む。

② 元請企業に知られることなく、安心を買うことができる

建設工事に携わる企業間において相互の信頼関係は重要であるが、それと確実な代金回収とは別問題である。下請債権保全支援事業を申し込んだからといって企業間の信頼関係を損ねることのないよう、保証を掛けていることを元請企業に知られない、いわゆるサイレント保証となっている。

③ 手形1枚から工事契約全体まで、保証対象は幅広い

請求書、支払通知書、約束手形、電子記録債権から工事契約全体まで、保証の対象は幅広い。保険会社等が取り扱う商品には類似のものがあるが、下請債権保全支援事業では保証を掛けたい案件のみの利用も可能であるため、余計なコスト負担が発生することはない。なお、申込みに当たって、ファクタリング会社は所定の審査を行うが、保証対象の元請建設企業の経営状況等により、保証料等の条件が異なることがある。

■ 4 ■ ご利用に当たって

(一財)建設経済研究所の建設投資見通しによれば、令和3年度の建設投資額は公共投資は微減にとどまるものの、民間投資はコロナ禍の影響を受けて減少した本年度をさらに下回る見込みとされている。これにより、少ない工事案件に多数の元請企業が参加することが見込まれ、現時点で顕在化してはいないが、受注競争の激化や受注機会の減少による利益率の低下等による元請企業の資金繰り及び経営状況の悪化、ひいては下請企業への支払遅延等が懸念されるところである。

下請債権保全支援事業の開始から10年が経過した令和2年度、本財団では利用企業に対するアンケート及びヒアリング調査を行い、制度のメリットや改善点等について直接確認する機会を得た。前段で示した利点のほか、昨今では企業の与信管理に対するコスト負担の軽減、長時間労働の抑止などの従業員の働き方改革、工事代金の確実な回収による営業担当者のモチベーション向上に役立っているといった新たな声も聞かれた。建設業は工事現場の気象や施工条件等が影響する一時集中的な施工が行われることが多いことを踏まえ、従来は労働基準法における時間外労働の上限規制の適用除外を受けていたが、これも令和6年には解消され違反者には罰則が科されることになる。このことから、企業における事務の合理化、従業員の負担軽減はもとより、こうした例外措置が業務の適正性を確保する観点からも、下請債権保全支援事業のご利用を検討していただきたい。

CHAPTER

4

おわりに

建設企業の経営は、その時々々の社会情勢によりさまざまな影響を受ける。工事の受注や利益率、資金繰り、人材の確保や育成など、特に中小規模の事業体にとっては尚更それらのインパクトは強力であり、状況が不透明になればなるほど経営に与える打撃は大きくなる。このようななか、中小建設業に対する金融支援は、いかなる局面においても安定的な運営を継続することが求められる事業である。勿論、今般のコロナ禍のような不測の事態においても、建設事業者が安定的な経営を継続するためのサービスとしての役割が期待されている。

上記で説明した両事業は、国が複数年にわたって実施する事業の財源として本財団に設置した「建設業安定化基金」及び「建設業債権保全基金」により運営している。毎年、政府による行政改革の一環として、執行状況や今後の見通し等についての点検が行われているが、建設企業の資金繰り支援を通じた経営の安定化に寄与する極めて重要かつ継続すべき事業であると認識している。

金融支援事業メニュー

経営体質
の強化

資金繰りの
円滑化

(一財)建設業振興基金では、
中小・中堅建設企業等に対する
金融支援を行っています。

連鎖倒産
の防止

活用しよう
公的支援



▼ 下記URLから詳細がご覧になれます ▼

<https://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/index.html>



下請セーフティネット債務保証
地域建設業経営強化融資制度 ポスター

下請債権保全支援事業 リーフレット

中小・中堅建設企業のみなさまへ

**下請セーフティネット債務保証
地域建設業経営強化融資制度**

国土交通省の出来高融資制度のご案内

出来高に
応じて融資が
受けられます！

経審V評点
の改善が
図れます！

簡易・迅速
に融資が
受けられます！

詳しくはこちらへ
<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/>

建設産業債務保証 検索

一般財団法人 建設業振興基金 金融支援課
TEL 03-5473-4575 FAX 03-5473-1593
東京都港区虎ノ門4丁目2番12号

下請建設企業・資材業者のみなさまへ

**下請債権保全
支援事業**
のご案内

事業の特徴

- 債権の保証により安全に工事等の受注ができます。
- 国からの助成により、ご負担いただく保証料が軽減されます。
- お取引先に保証を掛けていることを知られることはありません。

仕組み図

下請建設企業等 (保証料負担) → 保証料支払い → ファクタリング会社

元請建設企業 (保証料負担) → 建設業振興基金

ご利用に当たって

- ※取扱いの下請ファクタリング会社は実施いたします。
- ※対象となる下請企業や債権(手形等)には一定の要件があります。詳しくは、建設業振興基金または各ファクタリング会社までお問合せください。
- ※その他詳細な条件については、各ファクタリング会社に別途お伝えください。
- ※本事業の対象は令和3年3月31日までに締結された契約となります。
- ※一部のファクタリング会社については、手形の商売にも対応しています。詳細は各ファクタリング会社に確認してください。

ファクタリング会社一覧

1. SMBC ファイナンスサービス株式会社 住所: 東京都中央区日本橋2丁目4番22号 電話: 03-5444-1522 URL: http://www.smbc-fs.jp/	6. 福岡リース株式会社 住所: 東京都中央区日本橋2丁目4番3号 電話: 03-4284-1250 URL: http://www.fko.co.jp/finance/
2. オリックス株式会社 住所: 東京都港区浜松町2丁目4番1号 電話: 03-70-00-1354 URL: http://www.orix.co.jp/pp/cnt/egyo.htm	7. みずほファクター株式会社 住所: 東京都中央区丸の内1丁目5番2号 電話: 03-3286-2260 URL: http://www.mizuho-factor.co.jp
3. 北保証サービス株式会社 住所: 千葉県市川市中央4-4番3丁目1番地 電話: 011-241-8804 URL: http://net-net.jp	8. 三菱UFJファクター株式会社 住所: 東京都千代田区神田須田町2丁目101番地 電話: 03-2651-6092 URL: http://www.mufj-fk.mufj.jp
4. 株式会社建設保証サービス 住所: 東京都中央区築地5丁目5番12号 電話: 03-3545-5562 URL: http://www.aks-21.com/	9. リモネ経済サービス株式会社 住所: 東京都港区赤坂1丁目5番25号 電話: 03-683-7472 URL: http://www.resona-ks.co.jp/index.html
5. 株式会社建設総合サービス 住所: 大阪府大阪市東淀川区立花2丁目1番2号 電話: 06-6543-3448 URL: http://www.wingbeat.net	

一般財団法人 建設業振興基金 金融・経理支援センター 金融支援課
TEL 03-5473-4575 FAX 03-5473-1593
東京都港区虎ノ門4丁目2番12号

建設産業債務保証



下請保全



お問合せ

一般財団法人 建設業振興基金 金融・経理支援センター 金融支援課
東京都港区虎ノ門4丁目2番12号

TEL: 03-5473-4575 FAX: 03-5473-1593

FOCUS

第70回

インフラメンテナンス課題にメス! 建設業界への高い就職率を誇る “岡山道路パトロール隊”とは?

岡山県立岡山工業高等学校
土木科

インフラメンテナンス
国民会議「ちゅうごく」企画委員

狩屋 雅之 先生

創立120年の歴史と伝統を誇り、地元では「岡工」の愛称で親しまれている岡山県立岡山工業高等学校。同校土木科では、社会問題のひとつであるインフラメンテナンスに着目した課題研究「岡山道路パトロール隊」が生徒たちに人気だ。また、この課題研究は同校だけにとどまらず、岡山県下の工業高校土木科にも波及。この先導役として道路パトロール隊を率いる狩屋雅之先生に詳しくお話を伺いました。

フィールドは“道路” 社会の一員としての活動

岡山道路パトロール隊のフィールドは、生徒たちが普段使っている学校近隣にある国道。道路の施設管理をする国土交通省と、該当区間の維持工事を担当する企業の協力を得て、生徒は徒歩でパトロールをする。発見した異常や破損は、どんな

に小さなものでも報告書という形で国土交通省に提出。課題研究という学習の一環ではあるが、社会の一員としてインフラメンテナンスの一翼を担っている。

学校敷地外の“社会”にフィールドを置いたことで得たものは多い。そのひとつに、狩屋先生は“課題解決力”の習得を挙げる。

「学内だけでは、土木技術者として意識す

べき最終的なゴールである『そこを利用する人』が見えづらくなります。しかし、社会のインフラである道路をフィールドとして提供いただくことで、生徒は『ここを使っている人が実際にいる』ことを意識することができます。これがモチベーションとなり、責任感が生まれ、小さな異常の発見につながっています。さらに、見つけた異常をどう直そうか、そもそも異常がでないようにするにはどう施工すればいいのか、という課題発見から課題解決につながっています」

岡工道路パトロール隊

企業、国土交通省の方と
パトロールに!



平成24年に起きた、笹子トンネル天井板崩落事故を契機に導入したインフラメンテナンスの授業。バージョンアップをしながら辿り着いたのが、「道路パトロール隊」という学びのカたちだ。道路管理者である国土交通省、工事業者の安全管理や品質管理に関する仕事を、共に作業をしながら間近で見ることができるこの課題研究は「さながらインターンシップを毎週3時間やっているようなもの」と、狩屋先生はその効果を話す。



生徒のやる気を後押しした 産官学連携の功績

また、この活動の最大の特徴は「産官学連携」で行っていることにある。生徒たちが校外にパトロールに出かけるまでの準備として、国土交通省と企業からそれぞれ3時間の座学講習会、その後は一緒に3時間パトロールに回り実地でレクチャーを受けている。

「生徒のため、地域のため、社会のため」という思いに駆られて「協力を仰ぎに行った」という狩屋先生。連携をするにあたり最も大切にしているのは、「相手の利」だそうだ。

「担い手不足が叫ばれる今、国土交通省も企業も親身になって我々の話を聞いてくださいます。その中で、こちら側の要望

ココ推し! 地元の名所



2018年西日本豪雨で甚大な被害を受けた町は、現在復旧作業が進んでいます。当時の報道では消防等の活動に隠れがちでしたが、地域ゼネコンの方々の夜通し作業に徹する姿も忘れてはいけません。自身も被災者なのに地域のために力を尽くす姿に、感謝の思いが募ります。

だけを押し付けてはいけません。相手の利をまずは考えることを、大切にしています。そこに自分たちがどう関われるのかを考えたいので、自分たちにとっての利を捉えるようにしています」

そうしてWin-Winの関係を築き導入に至ったもののひとつが、スマートフォンを活用した「クラウド型道路パトロール支援サービス」。異常箇所をスマートフォンで撮影し、その場でコメントを入力するだけで報告書ができあがるというICT技術を活用したシステムだ。

「ICTの活用やi-Constructionは、建設業界が今力を入れているところではありますが、現場見学等でみるだけでは物事が大きすぎて、生徒たちには遠い存在のものでした。しかし、スマートフォンは生徒たちにとって最も身近なICT。これによって、ICTやi-Constructionを身近なものだと感じてくれたのは、大きな成果でした。またスマートフォンを使うことで、これまでは『点検って泥臭い』と思っていたものが、『いやいや、意外とカッコいい!』とイメージアップにつながったことも良かった点ですね」

実は、この支援サービスを導入するまでは、報告書の作成に膨大な時間を要していた。それがゆえに、後工程が大変なのなら、今手を抜いてしまおうという後

ろ向きの姿勢を示すこともあった。

「子どもたちは素直なものです。しかし私は常に、課題研究は生徒たちがキラキラと、積極的な姿勢で探求すべき時間だと考えています。何とかしなければ…と欲していたところにスマートフォンを活用したサービスの導入ができました。授業中にスマートフォンを使える特別感も相まって、生徒たちはキラキラを取り戻し『次もみつけよう』と積極的にパトロールに携わるようになりました」

こうしてこの活動を通し、自身の行いが社会の誰かの生活の“当たり前”を支えていることに気づいた生徒たちは、大きく成長を果たしている。

担い手不足問題に みなで取り組みたい!

平成29年度から取り組んでいる道路パトロール隊だが、初年度には課題研究の定員である6名中2名が建設業界に就職した。それが年度を重ねるごとに業界への就職者が増え、今では6名皆が建設業界へ技術者として入職。メンテナンスを行う地域ゼネコンや大手ゼネコン、また国土交通省をはじめとした施設管理をする行政等に人材を輩出するなど、非常にいいサイクルを生んでいる。そこで、「担い手不足は1校の問題ではない」と、岡山県下の津山工業高校・笠岡工業高校とも連携して、「岡山道路パトロール隊」を展開し、実施している。

「本校から小さくスタートした道路パトロール隊ですが、担い手不足の課題に一役買いたいと思っています。道路パトロール隊の活動を様々な学校に展開しながら、なんとかインフラメンテナンスの活動普及に努めたいと願っています。もし、道路パトロール隊の活動にご興味を持っていただけるのであれば、一緒に進めていきましょう!」

明るい建設業、特にインフラメンテナンスの未来を真っすぐと見据え狩屋先生は、全国各地の先生方に力強くメッセージを送る。



「教員はスペシャリストではなくジェネラリスト」という狩屋先生。プロと生徒をつなぐコーディネーターとして、企業や行政と関係性を築いている



産学連携し、「インフラ調査士補」を新設。学問と高い位置づけにあるとは言い難いインフラメンテナンスを学校教育に取り組み仕組みを模索している

先生から
みんなへ
メッセージ



岡山県立岡山工業高等学校

〒700-0013 岡山県岡山市北区伊福町4-3-92

WEB <http://www.okako.okayama-c.ed.jp/>

問われる官民のカーボンニュートラル戦略 脱炭素競争の号砲

みずほフィナンシャルグループ 長谷川 克之

4月22日(地球の日、アースデイ)に予定される地球温暖化対策を巡る気候サミット。主催するのはバイデン米国大統領だ。11月には第26回国連気候変動枠組み条約締約国会議(COP26)が英国グラスゴーで開催される。2021年度は脱炭素社会の実現に向けた取り組みが加速する一年となる。今回は、日本の脱炭素戦略について考察する。

脱炭素が日本の成長戦略の軸に

昨年10月末の所信表明演説で2050年の脱炭素化を表明した菅首相。政府は12月末に「経済と環境の好循環」を作るための産業政策として「グリーン成長戦略」を策定した。戦略では温室効果ガス(CO₂)排出の8割以上を占めるエネルギー分野での取り組みが特に重要としつつ、今後成長が期待される産業としてエネルギー、輸送・製造、家庭・オフィスの3部門における14の重点分野を明示した(図表)。分野ごとに具体的な目標を設定しており、その達成に向けて政策を総動員することになる。

目標達成に向けて鍵となるのは、エネルギー部門では再生エネルギーの普及となろう。折しも2021年夏には3年に一度のエネルギー基本計画の改定が予定されており、エネルギー電源構成(エネルギーミックス)の目標見直しが行われる。輸送・製造部門では電気自動車などの電動化技術、脱炭素に向けた中核的技術である水素関連技術、CCUS(Carbon dioxide Capture, Utilization, and Storage、二酸化炭素の回収・有効利用・貯留)などでの技術革新が焦点となると考えられる。家庭・オフィス部門では建物の省エネ化が重要だ。建物のエネルギー効率に関する基準を設定し、飛躍的に高めていく必要がある。新築だけでなく、既存建物の改修(リノベーション)促進や、建築資材の回収と再利用も論点となってくるだろう。

脱炭素に向けた国際協調と国際競争

もちろん、脱炭素を成長の原動力にしようとする動きは日本だけではない。先行する欧州だけでなく、米国や中国なども含めて、各国・各地域が脱炭素を目指す戦略や投資計画を発表している。2021年は気候変動に対する問題意識が世界の主要国で共有され、脱炭素の実現に向けた政治的なコミットメントと各国の協調姿勢が確認される年になる。世界が共通の目標に向けて具体的に歩み出すことになるが、その実現に向けた過程では各国が協調ばかりではなく、脱炭素技術の開発・実用化を巡り競争・競合せざるを得ないことには注意が必要だ。

変わるゲームのルールと事業環境

海外の主要国では脱炭素に向けて、技術開発の支援、大規模な投資促進、各種補助金といった経済的な支援(「アメ」)だけでなく、排出量取引などの規制・基準の強化(「ムチ」)を組み合わせている。

注目されるのはカーボンプライシング、すなわち、排出する炭素量に対して一定の価格を付け、排出削減に要するコストと比較することで排出削減を促進させるメカニズムだ。本格導入されている欧州だけでなく、主要国で関連する政策が実施されている。「炭素税」という形での課税や「排出量取引制度」が中心だが、欧州では地域間の炭素価格差を調整する「炭素国境調整」(規制の緩い国からの輸入に対して課税し、域内でのグリーン投資に充当させるもの)の検討すら始まっている。こうした「ムチ」は短期的には企業のコストアップにつながるものだが、日本でも、国際的な潮流や中長期的な産業・企業の競争力維持の観点から、何らかの形での導入が検討される可能性がある。

日本のCO₂排出量は世界全体の4%弱にとどまるが、世界の30%弱を占める中国をはじめ、巨大な「脱炭素市場」が世界に広がっていると考えることもできる。脱炭素市場でデファクト・スタンダードを確立できれば大きなビジネスチャンスにもなる。脱炭素戦略は日本の経済・産業の競争力の上でも不可欠なものだが、業種や規模を問わず、あらゆる企業にとっての重要な経営課題ともなっていくだろう。

図表 成長が期待される14分野(グリーン成長戦略)

エネルギー	洋上風力	導入目標:2030年までに10GW、2040年までに最大45GW。国内調達比率目標:2040年に60%
	アンモニア	2030年までにアンモニア20%混焼を実現
	水素	2030年に消費量300万t(最大)、2050年に2,000万t
	原子力	小型の新型炉開発(SMR)で国際連携
輸送産業	自動車・蓄電池	2030年代半ばまでに乗用車新車販売を電動車100%
	半導体・情報通信	パワー半導体の消費電力を2030年に半減
	船舶	2050年までに水素等の代替燃料に転換
	物流・人流・土壌インフラ	港湾等の脱炭素化
	食料・農林水産	2050年までに農林水産業のCO ₂ 排出ゼロに農地、森林、木材、海洋における炭素の大量貯蔵
オフィス・家庭	航空機	ハイブリッド電動化・全電動化や代替燃料の技術開発
	カーボンリサイクル	既存品並みまでコスト低減
	住宅・建築物、次世代太陽光	2030年度までに新築の排出量平均ゼロ
	資源循環	バイオマス等を活用、リサイクル技術の高度化
	ライフスタイル	地域の脱炭素ビジネス推進

(出所)経済産業省「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」より、みずほ銀行産業調査部作成

役所任せのインフラ管理から脱却する時代に

日経コンストラクション編集長 浅野 祐一

土木構造物の老朽化が進むなか、これまで通りのやり方で維持管理を続けることは難しくなっている。例えば、維持管理の担い手である自治体などは人手や予算が大幅に不足しているケースが多い。こうした苦境を脱するための方策の1つがこれまでとは違う担い手の発掘や維持管理を合理化できるテクノロジーの導入だ。

橋やトンネルといった土木インフラの老朽化における最大の課題は、対処すべき業務量が膨大な点にある。既に、道路の維持補修費として投じている費用は、生産年齢に該当する人口1人当たり、平均で年間3万円以上に及んでいる。生産年齢人口の少ない県で、数字が膨れ上がる傾向にある。最も高かった秋田県では約7万8,000円に達していた。

この先、老朽インフラの量は確実に増えていく。何も対策を講じなければ、この数字はもっと大きくなり、これまで以上に予算の手当が難しくなる可能性が高い。現状でも、18年度に完了した1巡目の定期点検において、早めの手当が必要な健全度ⅢやⅣと判定されたインフラの補修は、十分に進んでいない。

道路施設を例に挙げると、最も対策が進んでいる国土交通省の施設で、健全度ⅢやⅣと判定された施設の3割は2019年度末時点で手つかずの状態にある。都道府県でも同時期に修繕などに着手できていない施設が過半を占め、市区町村の施設に至っては7割以上が未着手の状態となっている。

インフラを利用している住民の力を借りて、維持管理の効率化を図ろうという取り組みも広がっている。福島県平田村では、草刈りなどの活動に併せて、橋の清掃や点検を住民に委ねている。村が管理するほぼ全ての橋で、住民が維持管理に関与しているのだ。住民は、橋の劣化状況などを分かりやすく示したチェックシートを用いて、橋の状態を確認。点検結果はホームページで「橋マップ」として掲示している。

市民の力を活用する動きを、テクノロジーの力を借りて加速させている取り組みも拡大しつつある。代表例は道路の不具合などを市民がスマートフォンなどで報告する取り組みだ。写真や位置情報を市民が投稿して、道路の異常を管理者に報告するので、道路の不具合などを早期に見つけて手当をしやすくなる。

インフラ管理の合理化に向けた工夫や技術には、まだまだ大きな可能性が眠っている。この市場を狙うプレーヤーは少なくない。インフラを知り尽くした建設のプレーヤーがそうしたチャンスをものにできるかが問われている。

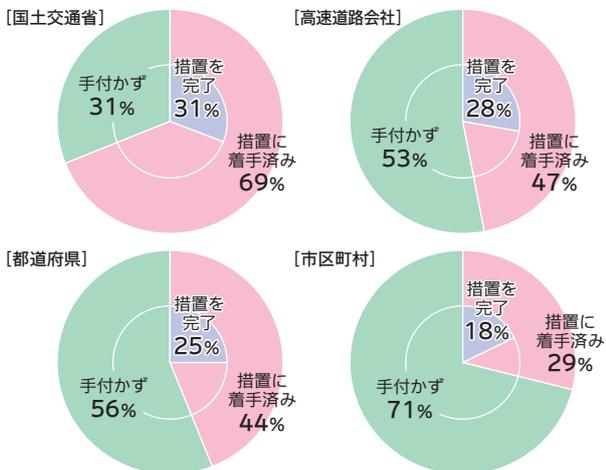
役所が直営で修繕まで手掛ける 地域住民を維持管理の担い手に

膨大なインフラの維持管理を限られた予算で着実に進めていくために、独自の取り組みで乗り切ろうとするインフラ管理者も現れ始めている。維持管理業務の直営化はその一例だ。

例えば熊本県玉名市は、橋の清掃や補修を市の職員が手掛けている。メンテナンスに携わる職員数は5人。清掃のほか、漏水部の修繕や断面修復、橋面防水といった作業をこなしている。さらに同市では、地元の建設会社に、補修工事を分離発注する取り組みも進めている。随意契約の仕組みを活用できるようにして、発注業務の効率化も図った。

同市はこうした取り組みによって、健全度Ⅲと判定されていた橋の8割を直営や分離発注の取り組みで完了させている。

図 自治体では修繕がままならない状況に



国や都道府県、市区町村などの道路修繕の完了率。2019年度末時点における健全度ⅢとⅣの修繕措置状況を示す。国土交通省の資料を基に作成

魅力ある 建設業界へ

新連載
第1回

若年者の採用と定着率向上に向けて

profile 櫻井 好美
社会保険労務士法人
アスミル特定社会保険労務士
民間企業に7年勤務後、2002年
櫻井社会保険労務士事務所(社会
保険労務士法人 アスミル)を設立。



【主なコンサルティング・セミナー内容】

就業規則・労働環境整備、人事評価制度コンサルティング、賃金制度コンサルティング、退職金コンサルティング、働き方改革セミナー、管理職向け労務管理セミナー、建設業むけ社会保険セミナー、介護セミナー、WLBセミナー、女性の働き方セミナー、学生むけ働く前に知っておいてほしいこと 等

労働時間管理

＝ 2019年4月よりスタート ＝

働き方改革関連法案は、2019年4月より随時施行されていますが、その中に「労働時間の状況の把握の実効性確保」という項目があり、これは、労働時間の上限規制の適用除外である管理監督者も含めて、すべての労働者の労働時間を記録することが義務付けられています。労働時間管理とは、何時から何時まで働いたか？ということの日々記録することをいいます。建設業の場合、雨、台風等の自然相手の業務であるため、時間管理がなじまない業界ではありますが、労働者である以上は、すべての方が労働法の対象となり、時間の記録をしなくてはなりません。

年 月度出勤簿									
氏名									
日付	勤怠	出勤時間			実働時間	残業時間	休日勤務	深夜時間	備考
		開始時刻 時 分	終了時刻 時 分	休憩 時 分					
1									
2									
3									
4									
5									
6									

時間を必ず記入すること

＝ 法定労働時間と所定労働時間？ ＝

法定労働時間とは法律で定められた労働時間のことで、1日8時間、1週40時間までしか働くことができません。所定労働時間とは、会社で定めた労働時間のことをいい、法定労働時間の基準を下回らないように決定する必要があります。

○ 1日7時間30分

✗ 1日9時間

＝ 移動時間の考え方 ＝

建設業の場合、現場までの移動時間がありますが、この移動時間は労働時間に該当するのでしょうか？建設現場に直行であれば、通勤時間と同様に考えられ、労働時間には該当しません。ただ、一般的には会社に立ち寄り、単独または複数で会社の車両に乗って移動することが多いかと思えます。この場合、誰が運転をするか、何時に待ち合わせをするのか等を、会社が決めたのではなく、労働者間で決めたのであれば、この移動時間は通勤としての性質が強く労働時間にはあたらないと判断された判例があります。反対に、集合時間を指示し、その日の段取りをして、積み込み作業をしてからの移動ということであれば、この移動時間は労働時間となります。要は、会社の車両を使うかどうかではなく、その現場までの移動を、会社が義務付けたかどうかで、労働時間かどうかが決まります。

＝ 労働時間とは？ ＝

労働時間とは使用者の指揮命令下にある時間のことをいいます。つまり、会社から指示をされ、業務に従事する時間のことです。

労働時間に含まれる時間	労働時間に含まれない時間
<ul style="list-style-type: none"> ● 朝礼 ● 手待ち時間 ● やることが義務付けられている掃除の時間等 	<ul style="list-style-type: none"> ● タバコ休憩、お茶休憩、昼休憩 ● 通勤時間 ● 会社飲み会等

＝ 使用者の責任は？ ＝

労働時間を適正に把握する責任は、使用者にあります。労働時間が使用者の指揮命令下である以上、時間管理も使用者の義務です。だらだら残業であっても、経営者の方が黙認していれば労働時間と解されます。労働時間であれば時間外労働の支払い義務や、36協定に違反する場合がありますので、しっかりとした時間管理をしていきましょう。

ここが
ポイントです。

1 労働時間の適正把握のガイドライン

厚生労働省より「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」がでています。このガイドラインの中に時間管理についての詳細が記載されています。

参考
URL

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudoukan/070614-2.html



どこから直したらいいでしょう…?



主な業務: 住宅基礎工事
社員規模: 16名
創 業: 15年
某建設会社

実例 解決へと至った事例をご紹介します



問題点

労働時間の管理がうやむやで社員からのクレームが発生!

工事部門は日給制であるため、出面表の管理のみで、始業および終業といった時間管理はしていません。朝は置場から乗り合いで現地に向かって仕事をし、帰りは事務所に帰ってから日報作成や翌日の段取りをして仕事を終えています。1日の労働時間は、平均10時間くらいです。また休日は日曜日、年末年始、お盆休みしかありません。一方、事務部門はタイムカードを打刻し、時間管理をしていますが、残業が多く、その残業時間が適正な時間なのかがわかりません。

改善



改善後

作業にメリハリ! 意識改革が働きやすい職場へと変身!

①工事部門での取り組み

出面表のみの管理から、タイムカードの打刻をスタートしました。ただ、出勤に関しては置場から移動のため、まずは終業時間についての打刻から始めました。今まで打刻習慣がなかったため、押し忘れや、事務所でしゃべりながらの作業が続き、遅い時間の打刻が続きました。しかし事務所に帰ってからの日報作成時間は平均的に1時間もあれば終わる作業です。そのため、従業員の方に日報作成については1時間以内で終わらせるように周知をし、1ヶ月間タイムカードの打刻もれがなく、残業についても1時間以内に終了できている場合には、奨励金を手当として支給するようにしました。最初は抵抗がありましたが、1時間で日報作成を終わらせることが習慣化でき、現在ではほとんどの人が1時間の残業もなく、業務を終了することができるようになりました。

②事務部門での取り組み

今までの本人任せの残業について、申請制度を導入しました。残業をする場合は、終業の1時間前までに、何の仕事をもどれくらいの時間数必要かを申告してもらうことにしました。例えば、急な見積り作成依頼が入った場合等は、「見積書作成のため1時間の残業を申請します。」といったような申請書を提出してもらうようにしました。どれくらい時間がかかるかを記載してもらうことで、作業時間についての意識が働き、今までのような残業時間が削減されました。

残業の申請方法

時間外・休日 労働申請書

時間外労働は実施日の16時、休日労働は実施日の前日16時までに、所属長に提出する。

申請日 令和 年 月 日
申請者 所属 印

下記の通り、(時間外労働・休日労働)をしたいので、検討をお願いします。

申請内容

時間外労働	(時間外労働・休日労働) 実施日	令和 年 月 日	
	始業時間	終了時間	途中休憩時間(食事等)
業務内容			
見積り時間			
理由			

ここがポイント!

2 メリハリのある労働時間管理を!!

休憩時間の電話番号、毎朝慣習となっている掃除当番等は労働時間に入ります。
また、朝積み込み作業をしてからの移動時間であれば、朝の作業がスタートしてからが労働時間のカウントです。1つ1つの作業が任意的なものなのか?直接指示をしなくてもやらざるをえないものなのか?再度検討してみましょう。

3 適正な労働時間管理が労務管理の第一歩

まずは適正な労働時間管理をすることが大切です。時間を意識することから、生産性向上へ向かいます。若年者の採用には、労働時間の削減は必須です!!



「御料地の品格」を 体現する駅舎

美術館や博物館、動物園などが集まる東京・上野の森。その一角に、かつて「博物館動物園駅」というドボかわい名前前の駅があった。多くのファンに惜しまれつつ閉鎖された後も、外観を見に来る人が絶えない人気スポットだ。今回は、小さくて豪華なこの駅の生い立ちに迫る。

旧博物館動物園駅 東京都台東区

Photo・Text:フリーライター 三上 美絵

大成建設広報部勤務を経てフリーライターとなる。「日経コンストラクション」(日経BP社)や土木学会誌などの建設系雑誌を中心に記事を執筆。広報研修講師、社内報アワード審査員。著書『土木の広報～『対話』でよみがえる誇りとやりがい～』(日経BP社刊、共著)



はくぶつかんどうぶつえん駅。名前からしてかわいらしい。「博物館」は現在の東京国立博物館、「動物園」は恩賜上野動物園をそれぞれ指している。

京成電鉄本線の旧博物館動物園駅は、日暮里駅と上野公園駅(現・京成上野駅)の中間に位置する駅として、1933年(昭和8年)に開業。1997年に営業休止となり、2004年に廃止されたものの、駅舎は今もそのまま遺されている。

御前会議で天皇陛下の 勅許を受けた駅舎建設

ピラミッド風の屋根、アカンサスの葉模様の軒飾り、トスカナ式の円柱、石張り



▲アカンサスの葉の軒飾り。



▲斑タイルの腰壁に漆喰仕上げのコンコース。

の壁。駅の外観は、重厚なのに小さくて、「プチ国会議事堂」と呼びたいようなかわいらしさだ。本連載第35回で紹介した「日本水準原点標庫」とも少し似た印象を受ける。

[しんこうweb](https://www.shinko-web.jp/series/6406/) <https://www.shinko-web.jp/series/6406/>

それにしても、ただの駅の出入口が一体なぜ、こんなに凝った造りになっているのか。

その謎を解く鍵となるのが「世伝御料」という言葉だ。

博物館動物園駅のある場所は、江戸時代には寛永寺の寺域だった。日本建築学会計画系論文集に掲載された論文「東京中心部における皇室御料地の形成過程」によれば、明治維新で新政府に



▲施工が難しいドーム状の格天井。



▲天井の入隅にもモールディングが施されている。

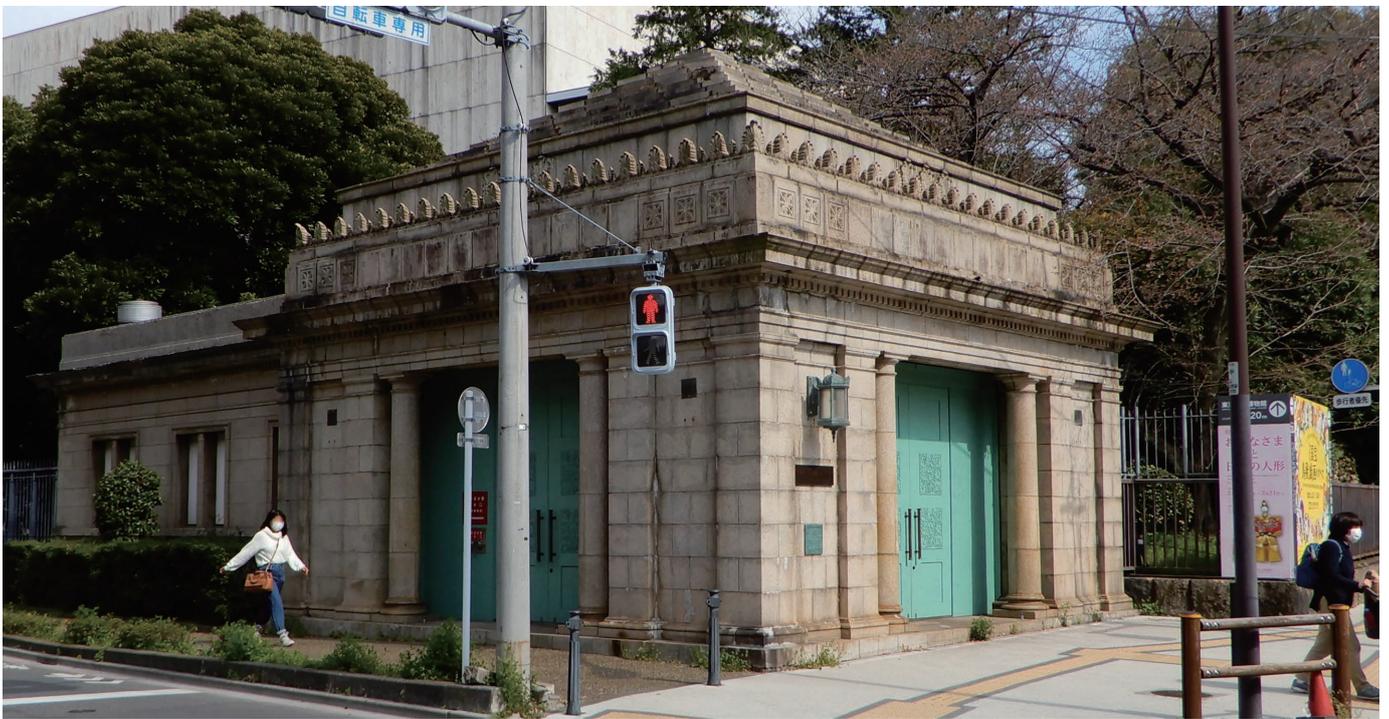
没収された後、一帯は1886年(明治19年)に世伝御料、すなわち皇室の世襲財産となったようだ。このうち上野公園の敷地は1924年(大正13年)に東京市に下賜されて「上野恩賜公園」になったものの、駅出入口のある博物館の敷地は戦後に国有地化されるまで御料地だった。

このため駅舎の建設には、御前会議で天皇陛下の勅許を得る必要があった。駅舎は「品位に欠けるものであってはならない」とのお達しを受けて、京成電鉄は当時の鉄道省建築課に設計を依頼。その結果、前述のようなネオルネッサンス様式の小さくも荘厳な駅舎になったのだ。

内装は別格のレベル 最先端技術も導入

さて、気になるのは駅の中だ。内部も「品位」を意識した造りになっているのだろうか。今回、京成電鉄のご好意で駅舎内を見せていただくことができた。

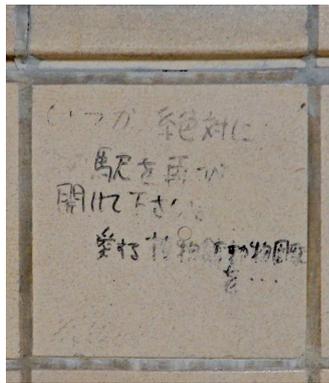
博物館側出入口を入ると、ピラミッド型屋根の下はドーム状の格天井になっている。モルタル仕上げが一般的なコンコースの壁は、腰壁がすべてタイル張り、上部は漆喰仕上げ。天井の入隅にも、ていねいにモールディング(装飾)が回されている。トイレは水洗、床の要所は石張り、軌道上(レールの下)も漆喰で仕上げるなど、



▲ 東京国立博物館の西側の角にある旧博物館動物園駅の出入口。鉄骨鉄筋コンクリート造に、「桜御影」と呼ばれる淡紅色の万成石を張ってある。2018年に東京都選定歴史的建造物に選ばれた。イベント時(不定期)にはコンコースを見学できる。

京成電鉄によれば、この時代の同社の駅としては「別格のレベル」だという。

内装だけでなく、構造もスペシャルだ。日暮里～上野間の延長約2.1kmはほとんどが上野公園と重なることから、地上の走行は許可されず、地下トンネルになっている。そのうち、博物館動物園駅の区間てっこうかまちのみに「鉄鋼框」を採用。柱と梁にH型钢を使う堅牢な工法で、国内では銀座線(1927年開業)に初めて用いられた最先端技術だった。



▲ コンコースには駅の廃止を惜しむたくさんのファンの落書きが保存されている。



▲ 鉄骨の柱・梁でトンネルを支える鉄鋼框。

時代の流れに 取り残された短いホーム

博物館動物園駅が開業した昭和初期の上野は、関東大震災から復興し、現在の東京都美術館や国立科学博物館が新たに開園するなど、文化の中心としての地位を確立。同駅も、東京国立博物館や恩賜上野動物園の最寄り駅として多くの利用客で賑わった。

ところが、1945年の終戦直前に駅とトンネルが運輸省に接収され、営業休止を余儀なくされる。外壁に付いていた照明器具やホールのシャンデリアなども金属供出のために取り外された。

終戦後の上野は、闇市の時代を経て芸術のまちとして復活。1972年には上野

動物園にパンダがやってくる、日本中が沸いた。営業を再開した博物館動物園駅の乗降客数は、最盛期の1980年度に1日平均約1000人を記録。週末はさらに多かったはずだ。

だが、時代の波には抗えない。同駅はホームが短く、4両編成の列車しか停まれなかった。旅客増に伴い6両編成が増えて同駅に停車する本数が減るに従い、乗降客の多くが隣の京成上野駅へ流れ、利用者が減少。ついに廃止が決定した。

博物館動物園駅が使われなくなってから24年。今もコンコースやホームの壁の至るところに、駅との別れを惜しむ落書きやイラストが遺されている。



▲ 上りホームの改札前には、地下へもぐろうとするアナウサギの巨大オブジェが! 煤で黒ウサギになっていてもかわいい。走行中の列車からも見える。

アクセス

access

JR上野駅、京成上野駅から
徒歩10～15分程度



建設業分野における収益認識の 改正会計基準の適用について

前 国土交通省 国土交通大学校長 神山敬次

はじめに

世界的に、国際会計基準(IFRS, International Financial Reporting Standards)を適用しようとする流れのなかで、日本においても、上場企業等の金融商品取引法が適用される企業に対し、本年4月以降開始する事業年度の期首より、いわゆる「収益認識に関する会計基準(企業会計基準第29号、2018年制定・2020年改正、以下「改正収益認識基準」と言います。)」の原則適用(強制適用)が始まります。

以下、文中にわたる意見の部分は、筆者の個人的見解であることを申し添えます。

ちょっと聞くと、かなりややこしそうな話なのですが、日本において、これまで収益認識に関する「包括的」な会計基準はありませんでした。そこで、少しさかのぼってみますが、国際的な会計基準であるIFRSとのコンバージェンス(収れん・整合性)を図る観点から、建設分野においては、2007年12月に日本の企業会計基準委員会ASBJが策定した「工事契約に関する会計基準(企業会計基準第15号、以下「工事契約会計基準」と言います。)」により、2009年4月の事業年度から、工事「進行」基準が原則的に適用されるようになったわけです。

すなわち、2009年度からは、請負工事において、工事完成時に売上げを一括して計上する従来のやり方(工事「完成」基準)をやめて、進行度合いに応じて売上げを計上するやり方(工事「進行」基準)へ、原則として統一することとしたわけです。

こうすれば、会計上「この会社は工事完成するまで何もしていない」と言われることもなく、進捗度に応じて売上げを計上できるので、会社業績の客観性・透明性にもつながるわけです。ただし、工事収益と工事原価の金額、工事の進捗度の見積もりができるなど一定の条件を満たした工事でないと、ちゃんと管理ができませんので、条件外の工事は工事「完成」基準のままです。

IFRSは、2009年当時、このような工事契約会計基準を推奨していました。このため、当時日本の建設会社では、多額のコストをかけて、原価管理システムの改良・見直しを行ったところも多いと聞きます。各工事ごとの原価の適切な把握や、進捗管理がとても重要になるからです。

それが、今となってはどうでしょうか。IFRSは、2014年に建設工事のみならず、ほぼすべての顧客取引について包括的に収益認識できる基準(IFRS第15号基準)を策定しました(保険契約、リース契約等は除く)。

これを受けて、日本は、IFRSとのコンバージェンス(収れん・整合性)を目指すことから更に一步踏み込んで、IFRSをそのまま導入する(アドプション)方向を模索し、今回の「改正収益認識基準」の登場となったわけです。同時に、「工事契約会計基準」は廃止され、いわば吸収統合される形となります。

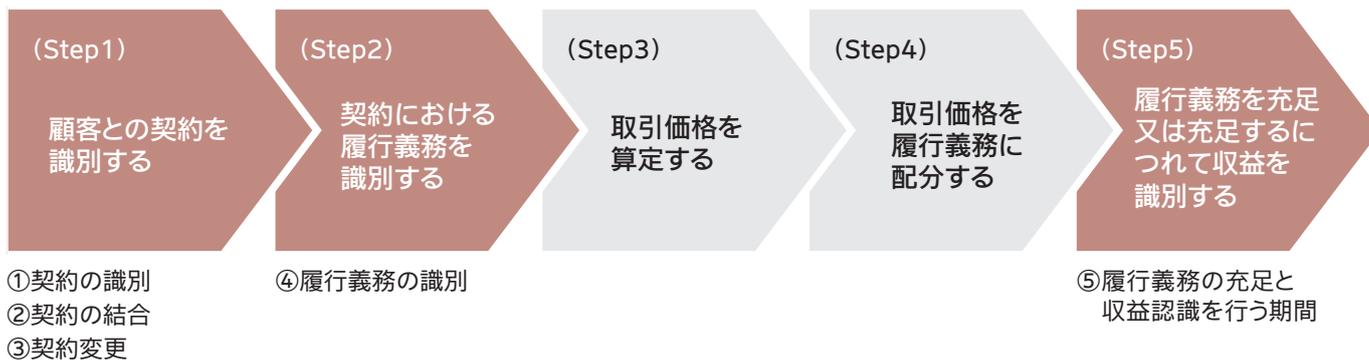
建設業界の会計に対する影響は限定的なのでしょうか

工事「進行」基準がいわば原則となってから、はや10年強が経ち、建設業界としては徐々に慣れてきたところだったので、今回「また会計変更か」と戦々恐々だったかと思います。例えば、2019年、2020年と、(一社)日本建設業連合会等がASBJによる草案に対して立続けにコメントを出したり、日建連自身が、内部で一年かけて研究会報告をまとめて公表するなど対応しており、今後建設業界にとって「会計処理のみならず注記並びに表示に関する影響も大きいと予想」しているくらいです。

例えば、どんな会計上の影響が考えられるのでしょうか。

まず、改正収益認識基準は、IFRS第15号基準(英語)をほぼ直訳したせいなのか、馴染みにくい用語が随所に見受けられ、非常にわかりにくくなっています。収益認識を、5つのステップに分けています。

収益認識の5ステップ



出典：EY新日本有限責任監査法人HPより

3つばかり、実務上の論点をあげてみましょう。

■ 1. 工事契約に係る認識の単位(Step1)

改正収益認識基準では、識別された契約のうち、複数であっても実質的に単一の契約と判断される要件を満たしたものについては、「単一」の契約とみなします。また、契約変更がある場合は、変更される内容等に応じて、既存契約変更として処理するか、独立の契約として処理するか、等の判断を行います。

建設業では、オフィスビルや商業施設等の工事において本体工事と異なる顧客からの契約でテナント改装工事を受注することがあります。他方、トンネル掘削工事のように設計変更による契約変更が多数発生する可能性があります。また本体工事とは別の建屋を建設する契約を、既存契約変更として処理しているケースも考えられます。

Step1については、工事契約会計基準であっても改正収益認識基準であっても、いずれも契約の実質を勘案して判断する、という点で、大きな差異はないものと考えられます。

■ 2. 履行義務の識別(Step2)

改正収益認識基準では、顧客に移転することを約束した別個の財又はサービスごとに、履行義務を「識別して」認識する必要があります。

建設業では、一つの契約に解体工事と本体工事が含まれている場合、設計業務と施工業務が含まれている場合、また工事完了後のアフターサービスに対応するための定期点検業務等が契約に含まれている場合があるかと思います。

これまで、別個の履行義務があるものと認識していたケースも多いかと思いますが、特に、最後のケースにおいては、民法上の瑕疵担保責任の枠を超えたいわゆるアフターサービス部分について、改正収益認識基準では別個の履行義務として認識することが必要となるので、留意が必要かと思います。

■ 3. 履行義務の充足による収益の認識(Step5)

改正収益認識基準では、資産に対する支配を顧客に移転することにつき、履行義務の充足度に係る進捗度を「合理的に見積もることができる等の一定の要件を満たす場合、「一定の期間」にわたり収益を認識でき、とされています。これまでの工事進行基準と同様の会計処理ということです（「信頼性をもって」見積りできる場合と同義です。見積り法は通常、いわゆる「インプット法」です）。

ただし、「原価回収基準」という新しい概念を持ちだし、合理的に見積もることができなくても、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる時までは、その費用の金額で収益を認識せよ、というのです。従来は、この基準を用いて費用計上していなかったこともあると思われますので、留意が必要でしょう。

「期間がごく短い」工事契約については、改正収益認識基準では、当初例外措置を設けていませんでしたが、最終的には「代替的な取扱い」として、「一時点で」充足される履行義務であることが認められたので（いわゆる工事「完成」基準と同様の処理です。）、実務上大きな影響はないものと思われます。

これら以外にも、多くの公認会計士等の方々が、多くの論点を見だし考察されています。今後、実務面での会計処理の動向が大いに注目されるかと思えます。



技を伝える。想いを受け継ぐ

RELATIONSHIP

自然こそが先生。 培われてきた技術と工夫を受け継ぐ 造園業の奥深さ。

渋谷区にある重要文化財 旧朝倉家住宅。100年以上も昔に造られた建物とともに広がる美しい回遊式庭園は、見どころの一つだ。その整備を担う東光園緑化株式会社の上三浦さん、桑園さんに話をうかがった。

造園業に進んだきっかけは？

三浦さん：戦後の焼け野原が広がる・・・そんな風景の中、大工さんが次々に家を建てていくのを見て、ものづくりに魅力を感じ、兄と同じ造園業の道に進みました。旧朝倉家住宅の庭園整備をはじめ、住宅や商業施設・文化施設など様々な造園工事に携わり、今に至ります。

桑園さん：私は大学で森林生態学を学んだ後、一年半ほど海外で自然保護のボランティアに携わりました。帰国後は別業種につきましたが、植物や樹木に関するプロになりたい思いが強くなり、造園の世界へ。現在は木の剪定や維持管理の現場代理人として現場に指示を出したり、クライアントとの打合せなどの監督業務を行っています。

造園業に大切なこと、この仕事の奥深さとは？

“あるものを大事にする”ということ。旧朝倉家住宅などの文化財を整備する際、建物や庭を傷めてしまえば意味がありません。今あるものを傷つけない細心の注意が必要です。また石の据え方ひとつをとっても、一寸の違いでも、庭の表情が変わってくるため、力強く見せるなど魅力的なポイントを見出し配置することが大切ですね。

石や木は同じものが一つとしていないので、見せ方・据え方の判断はいつも迷いがちです。いくつもの石や木に触れ、多くの工事を手がけてきた三浦さんは、そうしたことを瞬時に判断できる頼りになる存在です。また昔のものをそのままに残していくことが求められる場合もあれば、商業施設や娯楽施設ではエンターテインメントな新しい要素が求められるケースも。施設や用途によって両極端なものを求められるのは、難しくもあり、面白いところでもあります。

仕事の中での印象深いできごとや思い出は？

かけだしの頃、親方から「俺たちの先生は自然だ」と言われたことは



みうら たけし
三浦 敢司さん
1945年4月生まれ
東京都出身



くわのん あきこ
桑園 亜希子さん
1978年5月生まれ
山口県出身

今でも記憶に残っています。石や木、草などの自然に常に目を向ける大切さは、しっかりと下の世代に伝えたいですね。

旧朝倉家住宅の整備の際、池の底に壺が埋まっているのを発見し、「なんだろう?」と話していたところ、三浦さんがすぐに「金魚が隠れたり、冬越えをするためにあえて設置している」のだと教えてくれました。三浦さんの知見の深さもそうですが、知らないことに出会い、教わるたび、職人の工夫や造園の世界の奥深さを感じます。

三浦さん、桑園さん、お互いの印象は？

とても勉強熱心で、街路樹剪定士や樹木医の資格なども意欲的に取得していました。どんな高い壁に当たろうと、何度も挑戦していく姿勢に感心しています。

すごく親切です。また、明るくハツラツとした人柄です。三浦さんが描かれる図面は木々の枝ぶりまでとても繊細に表現されているので、性格とのギャップを感じることもあります(笑)。

今後の抱負・展望は？

木の植え方や石の据え方など、少しでも多くのことを若い職人たちに伝えたいです。また米寿(88歳)で現役の大先輩をはじめ、80歳を過ぎても元気な職人は何人もいます。そうした方から見れば、私もまだまだ下っ端。諸先輩方に負けないよう、これからも頑張っていきます。

本や資料などの目に見える情報だけでなく、現場でしか体感できないことを肌で感じ、しっかりと蓄積していきたいです。造園業には、途絶えさせてはいけない工夫や技術がたくさんあります。先輩から学べる事はできる限り吸収して後々にも残していきたいです。

培われてきた知識や技術、目には見えない経験や想い。そのパトンは、新たな世代へさらに強く受け継がれていく。

取材協力：渋谷区、東光園緑化株式会社
撮影協力：重要文化財 旧朝倉家住宅